

あなたも里親に なりませんか？

あなたが里親になることで子ども的人生を変えることができます

里親制度とは

さまざまな事情により家庭での養育を受けることができない子どもたちを、里親さんの家庭において、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育していただく制度のことです。茨城県では、子どもたちの健やかな成長のために、里親制度を積極的に推進しており、里親になっていただける方を広く募集しています



茨城県

里親とは

「里親」とは様々な事情により、家庭での養育を受けることのできない子どもたちを自分の家庭に迎え入れて、その温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていただく方のことです。(里親が養育する子どもは0歳～18歳まで、同時に養育できる委託児童は4人まで、実子と合わせて6人までです)特に近年、児童虐待等により、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、より家庭的な養育環境を提供するため「里親」の存在が重要となっています。



一般的に里親というと、養子縁組をイメージする方もいるかもしれませんが、制度上は別のものです。里親制度では一定期間子どもを養育し、可能な場合は実家庭(元の家庭)へ子どもが帰ります。里親に委託される期間は、子どもの家庭状況によって数日～数カ月という短期間の場合もありますし、数年～10数年と長期に及ぶこともあります。

里親制度と養子縁組について

里親制度と養子縁組は制度上別のものです

里親制度は児童福祉法上の制度で、養子縁組は民法上の制度になります

里親になるための必要な要件

次の要件を満たしている人ならだれでも申請できます

- 子どもの養育についての理解や熱意と愛情をもっていること
- 同居人に虐待などの欠格事由の該当がないこと
- 必要な研修を修了すること
- 経済的に困窮していないこと 等



養育里親Q & A

Q 実子がいても里親になれますか？

A. 実子のいる方も里親として活躍しています
家族の理解を得られれば大丈夫です

Q 子育て経験がなくても、里親になれますか？

A. なれます
研修と実習で里親としての準備を進めていきます

Q 子育てで困ったときは？

A. 児童相談所、里親支援機関等がサポートします

里親の種類

■ 養育里親

家庭の事情により一定期間保護者のもとで養育することができない子どもを育てる里親です
(養育里親研修を修了する必要があります)

■ 養子縁組里親

事情により保護者が不在で、里親と永続的な関係性を築くことが最善の利益となる子どもと養子縁組することを希望する里親です
(本県では養子縁組里親研修を修了することが必要になります)

■ 専門里親

虐待を受けた子どもや障害のある子ども等、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です(専門里親研修の受講など要件があります)(専門里親研修を修了する必要があります)

■ 親族里親

実親が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態になり、養育できなくなった子どもを、扶養義務者及びその配偶者である親族養育する場合の里親です

里親になるための必要な手続き

① 相談・ガイダンス

最寄りの児童相談所または内原和敬寮・つくば香風寮にお問い合わせください
里親制度の詳しい説明をさせていただきます

② 基礎研修・実習

里親制度に関する基本的な研修の受講と実習を行います

③ 登録前研修・実習

基礎研修・実習を経てから登録前研修の受講と実習を行います

④ 必要書類の提出

管轄の児童相談所に申請書、必要書類を提出します

⑤ 調査・審議認定・登録

家庭調査後、審議会を経て、里親登録となります

① 相談・ガイダンス

② 基礎研修・実習

③ 登録前研修・実習

④ 必要書類の提出

⑤ 調査・審議認定・登録

* 里親登録期間について

養育里親・養子縁組里親の名簿登録の期間は5年、専門里親の名簿登録期間は2年です
登録更新の際は更新研修を受講する必要があります

養育の費用について

里親が子どもを受託した場合には、子どもの養育に要する次のような費用を県が負担します
一般生活費、教育費、学校給食費、入進学支度金、就職支度金等、また里親手当が毎月支給されます

*親族里親、養子縁組里親には里親手当は支給されません

*これらの養育費は、子どもの養育の委託費として支給されるものであり、子どものために適正に管理しなければなりません

里親会について

里親会とは

里親として登録された方がお互いに意見を交換したり、研修をしたりする自主的な組織です。本県では水戸、日立、鹿行、那珂・久慈、稲北、土浦、県西の7つの里親会があります

茨城県里親連合会事務局『児童養護施設 菅田養徳園』
住所：常陸太田市瑞竜町1425

TEL 090-5079-9132

お問い合わせ先

茨城県では、里親制度等普及促進・リクルート事業を里親支援機関『内原和敬寮』『つくば香風寮』に委託しています。里親制度について関心のある方はお問い合わせください

社会福祉法人 同仁会

児童養護施設 内原和敬寮

住所 水戸市小林町1186-84
電話 029-291-3770
直通 080-8434-3609
メール satoriku@doujinkai.or.jp



児童養護施設 つくば香風寮

住所 つくば市高崎802-1
電話 029-875-3451
直通 080-8434-3329
メール fostercare.kidskohoo@gmail.com



*各種SNS等でも情報発信してます!!

里親制度について

里親制度についてのご相談は随時受け付けております

■ 中央児童相談所	水戸市水府町 864-16	☎ 029 (221) 4150
■ 日立児童相談所	日立市弁天町 3-4-7	☎ 0294 (22) 0294
■ 鉾田児童相談所	鉾田市鉾田 1367-3(鉾田合同庁舎内)	☎ 0291 (33) 4119
■ 土浦児童相談所	土浦市下高津 3-14-5	☎ 029 (821) 4595
■ 筑西児童相談所	筑西市二木成 615	☎ 0296 (24) 1614

